

岐阜県公報

目次

告示

道路の供用開始 (道路維持課) 一八五^ペ
 保安林の指定解除予定 (郡上農林事務所) 一八五

公示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件 (商業流通課) 一八六
 争議行為の通知の公表 (労働雇用課) 一八七
 県営土地改良事業の換地処分 (農地計画課) 一八七

告示

岐阜県告示第百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十年三月十一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	延長(メートル)	供用開始の期日	備考(区域又は決定の年月日)
県道	善師野線 多治見線	可児市東帷子字西ノ股三三三〇番一地从先から 同市同字同三三三八番一地从先まで	二六・二	平成二〇・三・一六	平成二〇・三・一六 平成二〇・三・一七

岐阜県告示第百五十六号

森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日) (休日に当たる)

平成二十年三月十一日

平成二十年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
郡上市高鷲町大鷲字峠九七〇の一〇、九七〇の一
- 二 保安林として指定された目的
落石の危険の防止
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

公 示

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年三月十一日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
マーサ21（MASA21）
岐阜市正木中一丁目二番一号 外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年三月十一日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
国府リバーサイドショッピングタウン
高山市国府町広瀬町一五六七 一 外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 変更）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年三月十一日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 建物の名称及び所在地
（仮称）ゲンキー 瑞浪店
瑞浪市北小田町三丁目五十三番 外
- 二 意見の概要
意見なし（届出事項 新設）

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により大規模小売店舗設置者に対して意見を述べたので、同条第六項の規定により意見の概要を公示する。

なお、その意見書は平成二十年三月十一日から一月間岐阜県産業労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 建物の名称及び所在地

（仮称）パロー郡上店

郡上市八幡町稻成字ツトテ八四四番一 外

二 意見の概要

意見なし（届出事項 新設）

争議行為の通知の公表

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、岐阜県民主医療機関連合会労働組合から労働条件の改善等の要求に関して争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の第四項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

一 争議行為の行われる日時

平成二十年三月十三日午後一時三十分から三月三十一日まで

二 争議行為の行われる場所

みどり病院（所在地岐阜市）、すこやか診療所（同）、華陽診療所（同）、しずさと診療所（所在地大垣市）及びこがねだ診療所（所在地関市）の全職場

三 争議行為の概要

前項の職場において、保安要員を除き争議行為を実施する。

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業関田原地区の換地処分を平成二十年二月二十五日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

県営土地改良事業の換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業恵北地区馬場工区の換地処分を平成二十年二月二十五日にしたので、同法第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公示する。

平成二十年三月十一日

岐阜県知事 古田 肇

平成二十年三月十一日印刷
平成二十年三月十一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価
一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜県尾文芸社